

平成21年5月25日 開 会

平成21年5月25日 閉 会

平成21年第2回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月25日（月曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 議第42号から日程第5 議第44号まで.....	4
平野市長提案説明.....	4
林総務部長詳細説明.....	6
日程第6 質 疑（議第42号から議第44号まで）.....	6
12番 寺町知正議員質疑.....	7
林総務部長答弁.....	7
12番 寺町知正議員質疑.....	7
林総務部長答弁.....	8
12番 寺町知正議員質疑.....	8
林総務部長答弁.....	9
日程第7 討 論（議第42号から議第44号まで）.....	9
日程第8 採 決（議第42号から議第44号まで）.....	9
閉 会（午前10時22分）.....	10
会議録署名者.....	10

平成21年 5 月25日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第 1 号 5 月 2 5 日 (月 曜 日)

-
- 議事日程 第 1 号 平成 2 1 年 5 月 2 5 日
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議第 42 号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例
の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議第 43 号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 期 末 手 当 の 特 例 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改正する条例について
- 日程第 5 議第 44 号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 に つ い て
- 日程第 6 質 疑
- 議第 42 号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例
の一部を改正する条例について
- 議第 43 号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 期 末 手 当 の 特 例 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改正する条例について
- 議第 44 号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 に つ い て
- 日程第 7 討 論
- 議第 42 号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例
の一部を改正する条例について
- 議第 43 号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 期 末 手 当 の 特 例 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改正する条例について
- 議第 44 号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 に つ い て
- 日程第 8 採 決
- 議第 42 号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 する 条 例
の一部を改正する条例について
- 議第 43 号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 期 末 手 当 の 特 例 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改正する条例について
- 議第 44 号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 に つ い て
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議第43号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議第44号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 質 疑
- 議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第44号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 討 論
- 議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第44号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 採 決
- 議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第43号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第44号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君

11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
書記	林強臣		

午前10時00分開会

議長（後藤利元君）ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

議長（後藤利元君）ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（後藤利元君）日程第1 会議録署名議員の指名について。会議規則第81条の規定により、議長において、3番 杉山 正樹君、7番 田垣 隆司 君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（後藤利元君）日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君）異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第42号から日程第5 議第44号まで

議長（後藤利元君）日程第3 議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4 議第43号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5 議第44号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第2回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、新型インフルエンザにつきましては、5月16日に関西方面で国内初の感染が確認され、多くの保育園や小中学校を休校にするなど、対策をとられているところでございます。本日から、一部を残して授業を再開されるといったニュースも入ってきているところでございます。

本市におきましても、保育園や小中学校において、予防対策の周知を図るとともに、自治会を通じまして市民の皆様へ、新型インフルエンザ対策などのチラシを配布させて頂いたところでもございます。

市民の皆様には、「手洗い」や「うがい」など、日ごろからの感染予防に心がけて頂きたいと考えておりますが、国の専門家諮問委員会によりますと、今回の新型インフルエンザは、感染力、病原性などの性質から見ますと、通常の季節性のインフルエンザとほとんど変わらないようでございますので、冷静な対応をお願い申し上げますのでございます。

さて、本日提案いたしております議案は、条例案件3件でございます。

人事院では、経済危機で民間の夏季ボーナスが大幅に引き下げられる情勢であることを受けて、本年5月1日に国会及び内閣に対して、国家公務員の期末・勤勉手当等に関する勧告を行いました。

本市におきましても、この勧告に準じまして、議員の皆様及び特別職の期末手当、並びに一般職の期末・勤勉手当を暫定的に引き下げするため、3条例を改正するものでございます。

ただいま上程されました3件の議案の概要につきまして、順次ご説明を申し上げます。

はじめに、議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市議会議員の本年6月期の期末手当の額の算定に当たりまして、議員報酬月額に乗ずる支給割合を、暫定的に0.2ヶ月分引き下げ、1.925ヶ月分とするものでございます。

次に、議第43号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長及び副市長の本年6月期の期末手当の額の算定に当たりまして、給与月額に乗ずる支給割合を、暫定的に0.2ヶ月分引き下げ、1.925ヶ月分とするものでございます。

次に、議第44号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市一般職員の本年6月期の期末・勤勉手当の額の算定に当たりまして、期末・勤勉手当基礎額に乗ずる支給割合を、暫定的に0.2か月分引き下げ、1.95ヶ月分とするものでございます。

これらの案件の改正につきましては、後ほど総務部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、よ

ろしくご審議を賜りまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（後藤利丸君）ありがとうございました。

議長（後藤利丸君）総務部長。

総務部長（林 宏優君）それでは3議案の改正につきまして、ご説明を申し上げます。

従来ですと新旧対照表によりまして、ご説明を申し上げていたところですが、ご覧頂きますとお分かりいただきますように、今回は附則による改正でございまして、新と旧の改正内容が比較いたしますと数字で明記されておりませんので、お手元に配布させていただいております。資料 3の期末手当及び勤勉手当の支給月数の比較表によりまして説明をさせていただきます。まず、区分といたしまして、市議員、市長及び副市長、一般の職員、特定幹部職員、この他にも再任用職員の改正を行っておりますが、この再任用職員につきましては現在当市では該当者がおりませんので省略させていただきます。始めに、市議員の皆様でございますが6月分につきましては期末手当でございますけれども、改正前、現在でございますが、この2.125ヶ月を0.2ヶ月引き下げまして1.925ヶ月とするものでございます。市長・副市長におきましても同様にこの2.125ヶ月を0.2ヶ月引き下げまして1.925ヶ月とするものでございます。次に、一般の職員でございますが期末手当及び勤勉手当でございますが、改正前の1.4ヶ月から0.15ヶ月引き下げまして1.25、勤勉手当では0.75を0.05引き下げまして0.7ヶ月とするものでございます。特定幹部職員に付きましては管理職でございますが、一般職員と割合が変わっておりますけれども1.2ヶ月を0.1引き下げまして1.1ヶ月、勤勉手当を0.95を0.1引き下げまして0.85とするものでございます。それぞれ、0.2か月分の引き下げでございます。また、今回の改正とは直接関係はございませんがこの右の欄の年間支給月数を見て頂きますと、ここに示されておりますように議員の皆様と特別職と一般の職員でございますね、一般の職員と特定幹部職員4.45ヶ月と4.5ヶ月と0.05ヶ月の差がございますが、これは平成19年度の給与報酬の改正時に人事院勧告では勤勉手当では0.05ヶ月の引き上げでございましたが一般職は勧告通り引き上げが行われまして特別職等は見送りとされましたことから、このように6月と12月の合計0.05ヶ月分の差が生じている訳でございます。

以上でございます。

日程第6 質 疑

議長（後藤利丸君）日程第6 これより議42号から議44号までの質疑を行います。発言

を許します。どうぞ。

寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君）二点お尋ねします。まず、一つはなぜこの5月の時期に、6月定例会が近くあるんですけれども、今日、提案しなければならないのか。あるいは、前回10日ほど前に臨時会があったんですけど、なぜその時に出来なかったのかという所について説明してください。それから、資料3で表の見方の説明はあったんですけど、具体的な金額について触れられなかったのでお聞きしたいのですが、たとえば市議会議員、一般の市議会議員の場合に一人当たりいくらになるのか、それから山県市の議会全体としてはいくらになるのか、次に市長であれば、いくらに相当するのか、それから市長・副市長・合計でいくらか、それから一般の職員については、平均的なところでいいんですが一人当たりいくらか、市全体でいくらか、それから特定幹部についても一人当たり平均いくら、全体でいくら、当然そのデータは持ってみえるはずなので説明していただきたいです。

議長（後藤利丸君）総務部長。

総務部長（林 宏優君）まず、第一点目の今日の臨時会の提案でございますが、5月の13日に第1回の臨時会の開催を行いました。この時点におきましては、国の人事院勧告が出ていたのですが、そういった事からのご質問かと思いますが、経過を見ますと5月の1日に人事院勧告が出されましたが政府が対応を決定したのが5月8日でございます。5月8日の給与関係の閣僚会議でございます。その後、法案の概要が示されまして、一般職及び特別職等の引き下げ月数が判明した状況でございます。これを受けまして、各市町村に共通するような条例の改正につきましては、標準的な改正の内容を示した準則が5月13日に県から提示をされました。また、一方、6月期の期末勤勉手当の受給権が発生するのは基準日が6月1日であることから、この5月の末日までに改正する必要があります。そこで、今回願をした訳でございます。次に二点目の引き下げによる影響額でございますが、議員の皆様では、合計をいたしますと104万4,000円、市長につきましては16万5,000円、副市長につきましては13万6,000円、合計で30万1,000円でございますし、職員につきましては2,454万円でございます。全体でトータルいたしますと2,588万5,000円でございます。一人当たりの影響額につきましては、すみません、現在把握しておりませんので、後ほど計算をいたしまして、ご案内申し上げます。

議長（後藤利丸君）寺町知正君

1 2 番（寺町知正君）今、提案時期のことは、国の動向を見つつということと基準日が

6月1日があるということで分かりました。それから、個々の職ごとの分についての一人当たりについては後でお聞きするというので、それで再質問ですけども新聞の報道などを見ますと今年の大手企業の夏のボーナスはですね、0.43ヶ月です。大手企業ですよ。0.43ヶ月ダウンだというのが既に4月から報道されている訳ですが、人事院はそのあたりを見たんだと思うんですけども、今回、0.2ヶ月、6月単発の0.2ヶ月ということですね。民間の半分減るぐらいということですけども、その辺りの社会の状況をご存知かということと、大企業で0.43という数字ですね、小企業だともっとひどい訳ですけど、その辺りとの比較についてどの様に考えられるのかということですね。その裏返しとして、もっと高い減額が出来たのではないかとこの所ですね、そこを、お聞きしたいと思います。

議長（後藤利邦君）総務部長。

総務部長（林 宏優君）今回の改正幅の引き下げにつきましては、人事院勧告に準拠いたしまして引き下げる訳でございますが、本来ですと人事院勧告は秋と申しますか10月頃に出されます。これに基づきましてそれぞれの年度の給与の月額ですとか期末勤勉手当の額が決められることになってまいります。そうしたことから、人事院勧告を踏まえまして、また、他市の状況等を21市ございますけれども状況等も踏まえまして今回の改正幅とさせていただいたものでございます。また、具体的には10月に行われます人事院勧告によりまして、この幅を調整することになるかと思っておりますが、あくまでもそれは、今回につきましては暫定的な処置ということでございます。

議長（後藤利邦君）はい。寺町知正君。

12番（寺町知正君）それではですね、今、暫定的だという言葉で終わりましたけれども、この6月だけではなくて、社会状況、早急に良くなるわけではないので少なくとも今年度12月分もすべきではなかったかと思うんですが、その辺りいかかですかということ。それから、たとえば今回、新聞では36の都道府県は凍結にすると、しかし、たとえば岐阜県は何も処置しない。その理由がですね、もともと毎月の給料そのものを下げたからだという実態がある訳で、確かに本給を下げてから、今、急に人事院に対応してボーナスを下げる必要がないと岐阜県とか宮城県とか、そういった対応、それはよく分かるんですね。じゃあ、山県はどうなのかということ、本給を下げていないので他に習ってボーナスだけという事ですが、本来、やはり、最近の自治体の流れから行くと給料そのものを本給を下げるべきではないかという議論は当然出てくるんですが市としてはその辺り、本給についてはどのように考えておられるのでしょうか。

議長（後藤利元君）総務部長。

総務部長（林 宏優君）今回の処置につきましては、あくまでも暫定的なものでございまして、また人事院の勧告がなされると思えますけれども、勧告がなされた場合は給料、本給につきましても当然勧告を遵守いたしまして、そういった事が検討される訳でございます。

議長（後藤利元君）ほかに、質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君）質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第42号から議第44号までの質疑を終結します。

議長（後藤利元君）お諮りいたします。ただ今、議題となっております、議第42号から議第44号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君）異議なしと認めます。よって議第42号から議第44号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討 論

議長（後藤利元君）日程第7 これより、議第42号から議第44号までの討論を行います。

議長（後藤利元君）最初に反対討論はありませんか。

議長（後藤利元君）次に賛成討論はありませんか。

議長（後藤利元君）ほかに討論はありませんか。

議長（後藤利元君）討論は、ないものと認めます。

議長（後藤利元君）これをもちまして、議第42号から議第44号までの討論を終結いたします。

日程第8 採 決

議長（後藤利元君）日程第8 ただいまから、採決を行います。

議長（後藤利元君）議第42号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（後藤利利君）議第 43 号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（後藤利利君）議第 44 号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（後藤利利君）以上で本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成 21 年第 2 回山県市議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 後 藤 利 利

3 番 議 員 杉 山 正 樹

7 番 議 員 田 垣 隆 司